第2回 繁華街における客引き行為等への対策検討会議 要旨

■日 時 令和2年12月15日(火) 10:00~12:00

■場 所 小倉リーセントホテル ガーデンホール

■出席者 構成員 6名

小倉北警察署 署員1名

■市 側 市民文化スポーツ局安全・安心担当理事 林 礼二 市民文化スポーツ局安全・安心推進部長 日々谷 健司 他

- ■議事 (1)各種アンケート調査結果について
 - (2) 市の取り組み状況
 - (3) 他都市の状況
 - (4) 今後のスケジュールについて

(1) 各種アンケート調査結果について

事務局

客引き行為等実態調査、来街者アンケート、小倉繁華街住民・店舗アンケートについて実施結果を報告

➡構成員から特に質問なし

(2) 市の取り組み状況について

A構成員

11月に客引きを利用している店舗代表者に聞き取りを行った後、12月に繁華街マナーアップキャンペーンを行っているようだが、客引きの状況に何か変化を感じたか

➡事務局

聞き取りの際に、最近はコロナ感染に関してマスクを着用していない客引きが苦情となっている事を説明、指導した。もちろん、マスクだけが問題ではないが。その成果かどうかはわからないが、キャンペーンで繁華街を巡回している際にマスクを着用している客引きが増えた印象があった。

B構成員

商店街で行う客引き対策のパトロールは6時から何時まで実施しているのか

➡事務局

通常のパトロールは月1回、18時20分から40分程度。街中を巡回した後、客引きが多く立つ交差点に駐留している。

➡B構成員

さきほどのアンケート結果では、客引きが多い時間帯が20時から21時と言っていたが、パトロールの時間が早すぎるのではないか。

➡事務局

言われたとおり、パトロールスケジュールが固定化されており、客引き業者にも伝わっていると思われる。今後スケジュール等を見直す必要があると考える。

C構成員

聞き取りに応じた2店舗はおそらく自分たちはルールを守っているので、問題がないと思っているのではないか。この2店舗は自店舗で雇った店員に客引きをさせているようだが、客引き専門業者の方が迷惑行為をしているイメージなのか。専門業者が多いのかどうか教えてほしい。

➡事務局

店舗アンケート結果で、(客引きをしている) 1 0店舗のうち2店舗が専門業者を雇っているとの回答であった。また、以前は2社専門業者がいたが、1 社は撤退したと聞いている。そんなに多くはないのではないか。

A構成員

聞き取りアンケートでは、客引きを許可制にすればいいとかそのような事をいう人の中では、良い客引きとダメな客引きの線をどこに引いているのか

➡事務局

聞き取りの中で、昨年、自主ルールで定められた「自店舗前以外の客引きはダメ」 というルールを1か月間守ったが、他の業者は守っておらず、自店舗だけが馬鹿を見 たという発言があった

A構成員

警察からのヒアリングとは、警察が独自に客引きに対して行ったということか

➡事務局

昨年3回程、警察に招致してヒアリングが実施されたようだ。昨年は客引きに関する110番通報が今年よりもかなり多かったため実施されたようだ。今年はそこまで件数が多くないので、市が対応している状況だ。

A構成員

店の前に限定しているという客引きの自主ルールをその業者たちは知っていてやっているのか。みんなが守るなら守るという理屈もおかしいが。

➡事務局

自店舗前といっても場所がそもそも奥にあり、自店舗前に出てもどうしようもないという場合がある。

営業の戦略として、一つは高い賃料を払って路面にお店を出す、または、賃料が安い奥まった場所にお店を出し、客引きという手段を使って営業行為を行うというのも、選択肢の一つであり、営業の自由で認められている。

もし、条例を作るのであれば、地域限定、最低限の範囲で規制することになる。

➡警察署員

実態として、客引きがその店の専属でなく、複数の店舗の情報を持っているという パターンがある。

➡座長

なかなか難しいですね

A構成員

このアンケート結果を見ると、通行の邪魔だとかいう意見が1、2件でなく、多数あり、しかも非常に詳細に書き込まれている。本当に迷惑な客引きを良く思っていない印象を受けた。

規制をするにしても、規制一色にするのではなく、街のにぎわいは守りながら北九州 市なりの規制が必要なのかとは思う。

➡事務局

(迷惑客引きの)キャンペーン実施で大型ビジョンで啓発したり、業者に対する指導も行っているがなかなか効果がでない。とはいえー足飛びに条例という話になるのも営業の自由を制限することから課題がある。客引きをしている業者に対して、自分たちでどうにかしないと(客引きを)厳しく制限することになりかねないことを説明する事が必要と考えている。

(3) 他都市の状況について

D構成員

小倉中央商業連合会では12月21日の金曜日の理事会において、小倉駅周辺における飲食店の客引きを抑制するための、条例制定を求める要望書を市長に対して提出することを議決した。具体的な手順はこれから行う。中小連では、条例を制定してほしい。

C構成員

条例で禁止されている行為は京都市が一番強いのか。他都市については(客引きを) やってもいいがルールを守れという理解で良いか。

➡事務局

大阪市では全ての公共の場所で、拒絶の意思を示している者に対しての客引き自体 を禁止している。禁止区域においては全ての客引き行為を禁止している。

座長

他都市の状況を見ると、条例の制定はするけれども、一方で地域でも自分たちで取組をしようという事を謳っているようだ。せっかく構成員に商店街の方が来ているので、 先ほど中小連が要望書を出すという話は出たが、これまで同じ商業者が(迷惑客引きを) やっているわけで、自分たちの組織として決まり事や指導を行うという事があったのか という事を教えてほしい。

この検討会議を進める上ではその点も確認しておきたい。

➡E構成員

もちろん、4年前ぐらいにはモラルについて問いかけようと他店舗の前に出たりとかは、常識的におかしいのではないかと自分たちでやってきた。それ以前の何十年も前の話はそんな状況はなかった。小倉が栄えていた時代もそんなことはなかった。

町内単位で規約をつくってやっているが、効果がない。町内の人や役員の人が何の 規制も罰則もない中で戦ってきたときに、条例があれば、後ろ盾があればと思ってい た。

条例ですぐ罰則という事でなくても、僕らが言いやすい。警察の方に頼んでも、条例があるとやりやすいんですよと言われる。

ずっとそんな状態で来て、例えば●●の前もやっぱり多い。あの通りも居酒屋さんとか●●さんとかいろいろあるが、一生懸命やっていて、目の前でお客さんを連れて行かれる。飲食店の立場としては、これは偏ってるかもしれないが、僕はその人たちの意見を代弁する、代表できているつもりで来ている。

モラルに訴えるのはもう難しい。そういう面で考えてもらえれば。

➡座長

●●さんはいかがですか。

➡D構成員

私は魚町、●●さんは魚町1丁目の商店街だが、お互い同じ自主規制ルールがあって、店頭で呼び込みしてはいけないとか、のぼりは出すなとかいろんなルールを魚町に最初に出店する方に説明して回っている。守ってもらわない方がいれば、理事長や町内会長に一緒に行って守ってもらう。商売だから、オープンーか月ぐらいは大目に見ているが、それ以降はダメ。アーケードの方は守っているし、客引きの方もいろんな注意をしながらやってくれることをお願いしている。

それから、奥まったところに店を構えて賃料を安くして、客引きで営業しているのと、路面店で高い賃料払って営業しているのではビジネスモデルが違うという話があったが、私はそれは違うと思う。客引きは違法ではないが特殊な方法で、公正な営業ルールから離れていると思うので、やはり統一して公正な営業ルールで皆さん同じように、やってもらえれば。

➡座長

これまではそれぞれの商店街でやってきたが、なかなか・・・という状況があると。 また、(ルールを守る点では) 魚町は結構やっているが、他のところは分からないとい う事でいいか。

➡D構成員

組合がないところはやっていない。

A構成員

さきほど、4年前という発言があった。モラル違反が発生しはじめた時期は

➡E構成員

具体的なモラル違反が発生し始めたのが4年前(適正化)協議会を作ったのが3年

ぐらい前

➡A構成員

自主規制ルールができたのはいつごろか

➡D構成員

10年ぐらい前

➡E構成員

各町内で秩序ルールがあって、隣の店舗やお客さんには迷惑をかけないという常識 的な規定がある。

➡座長

それでは、(迷惑客引きを行っている者は自主規制ルールを) 知っているけど守っていないという事ですかね。

➡事務局

※参考として繁華街客引き適正化協議会の秩序規程を説明

座長

今までの話から、一番問題になっているのは、業者を通じての客引き行為なのかと思う。お店のスタッフだと、そこまで派手にできないし、自店舗前が多いんじゃないかと思うが。

➡E構成員

確かに人数は(客引き)業者を使った方が多い。ジャンパーで目立つし。ただ、 個人店でもかなりひどいところはある。人数は少ないけど悪質なのはかなり多い。

➡事務局

(客引きをした業者の) ヒアリングで得た情報だが、ヒアリングの2店舗はどちらも自店舗で客引きを行っている。そのうちの1店舗は客の要望に合わない場合は、客引き専門業者に回しているとのこと。2店舗とも客引きは厨房やフロア勤務でもない、客引きとして雇っており、完全歩合性とのこと。

そのような店が複数あり、かなり多い印象がある。

➡E構成員

僕も最初は飲食店に限らず、物品販売については自店舗の前はちょっとやってもいいと思っていたが、隣同士で、1メートルでという規制にすると、どのように警察に言っていいのか罰則をどうするのかが複雑で、それであればいっそ客引きがいない方がすっきりするという考えがこの3年間でなってきている。

座長

商店街の中の商店主同士のコミュニケーションについて聞きたい。たとえばマンションに住んでいる場合で昔のように隣近所を知っているから、子どもが何かしたときも、 ご近所が注意してくれるというのがなく、管理人経由で苦情がくるとか。街中に置き換えた場合に実態としてどうか。

→D構成員

昔から商売をやっている方は知っているから、そういうことがあるが、店の店長さんはほぼ面識がないし、2~3年すれば人も変わってしまう。コミュニケーションは全くない。これが実情。

➡座長

隣同士商売をやっている者同士のコミュニケーションが成り立たないという事か。

➡E構成員

そういう本来のやり方でやろうと努力はしている。例えば町費を集めていくのに振り込みをせず、顔を見ながらとか。社長、店長には声を掛けるが、実際その店は客引きをしている。するなと言っても、夜には(客引きが)出てくる。中には、おたくの前で(客引き)していいですかっていう、人もいる。もうモラルがなくなっている。

➡A構成員

それを言う方は、個人で店をしている者か、チェーン店か。

➡E構成員

言ってきたのは個人店舗が数店。

警察署員

さっき言われた、自主ルールを作ってお見せするとの事だが、守らないといけない対象者は決まっているのか。2~3年入れ替わった場合も改めてルールを見せるような事をしているのか。

➡D構成員

新たに出店される方に自主規制のルールをお会いして読んでもらって、守りますということでサインしてもらってる。(適正化)協議会の方(秩序規程)は作ってみなさんにお見せしているだけなので、知らない方もいるかもしれないし、守るかどうかは分からない。

➡警察署員

家賃が安い遠い所から出てきている人も読んでいるか

➡D構成員

魚町の通りだけ。他の商店街は読んでいない

➡警察署員

他の商店街からも出てきているのか

➡D構成員

出て来るなとは言っているが来ている。指導はしている。

➡A構成員

規約にサインをしている人は(自主ルールを)守っているのか

➡D構成員

守っている

➡A構成員

では、規約にしばられていない人が来ているという理解でよいか。

(4) 今後のスケジュールについて

座長

次回に向けてまた、事務局には他都市の状況等を調査してもらう。構成員には今日の 議論を受けて、この記入用紙に記入して提出してほしい。

今日の話の内容からすると、条例を作る方向というかその可能性を含めて検討する。 どういう形で作っていくのかという段階的な話を含めて、アイデアを出していただきた い。